

船舶事故調査報告書

平成26年8月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年3月25日 08時30分ごろ
発生場所	北海道松前町松前港南西方沖 松前町所在の松前小島灯台から真方位234°9.5海里付近 (概位 北緯41°16.2′ 東経139°38.6′)
事故調査の経過	平成26年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十八 ^{じゅんよう} 順洋丸、127トン HK1-923（漁船登録番号）、株式会社順洋漁業 32.00m (Lr) × 6.08m × 2.64m、鋼 ディーゼル機関、956kW、昭和55年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成19年11月12日 免状交付年月日 平成24年10月30日 免状有効期間満了日 平成29年11月11日 一等機関士 男性 63歳 六級海技士（機関） 免許年月日 昭和48年2月9日 免状交付年月日 平成23年1月26日 免状有効期間満了日 平成28年1月25日
死傷者等	重傷 1人（一等機関士）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び一等機関士ほか9人が乗り組み、松前港南西方沖を約8ノットの対地速力で南進しながら、かに籠の投入作業を行っていた。 一等機関士は、2層となっている船尾甲板の上部（以下「上部甲板」という。）で5人の乗組員と共にかに籠の投入作業中、餌が付いていないかに籠があったので、かに籠を立てて足を入れ、餌を付けていたところ、船尾から海中に投入されていた幹綱が緊張し、同かに籠が船尾方に引かれて足を取られ、平成26年3月25日08時30分

	<p>ごろ約 1.6 m 下の甲板（以下「下部甲板」という。）に転落した。</p> <p>一等機関士は、顔面、腕、胸等を強打し、松前港に帰港後、救急車で病院に運ばれ、全身打撲、左第 1 指末節骨骨折及び右動眼神経麻痺を負っていることが判明した。</p> <p>（付図 1 発生場所略図、写真 1 発生場所の状況、写真 2 かに籠に足を入れた状況 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約 1.5 m</p>
その他の事項	<p>一等機関士は、かに籠漁の経験が豊富であり、かに籠の投入作業をふだんから行っていた。</p> <p>一等機関士は、合羽上下、ゴム手袋、耳を覆う防寒用の帽子及び固定式の作業用救命胴衣を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>船長は、漁労長を兼任しており、漁場選定等の漁労の総指揮及び救命胴衣着用等の乗組員に対する安全指導を担当していたが、かに籠の投入作業方法について、指示を出すことはなく、機関長、一等機関士等が適宜指揮を執っていた。</p> <p>本船のかに籠は、上輪の直径約 0.9 m、下輪の直径約 1.5 m、高さ約 0.6 m の円錐台形であり、上部中央には直径約 0.4 m の漏斗状の落とし口が設置され、落とし口のそばにあるフックに餌を入れた合成繊維製の網状の袋を付け、幹綱につないで使用していた。</p> <p>本船は、上部甲板が餌から出る汁で滑る事を防ぐため、水を流していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、松前港南西方沖でかに籠の投入作業中、一等機関士が、上部甲板でかに籠に足を入れ、餌を付けていたところ、船尾から海中に投入されていた幹綱が緊張し、同かに籠が船尾方に引かれて足を取られたことから、下部甲板に転落し、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、松前港南西方沖でかに籠の投入作業中、一等機関士が、上部甲板でかに籠に足を入れ、餌を付けていたところ、船尾から海中に投入されていた幹綱が緊張し、同かに籠が船尾方に引かれて足を取られたため、下部甲板に転落したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かに籠の投入作業中は、かに籠の中に足を入れないこと。

付図1 発生場所略図

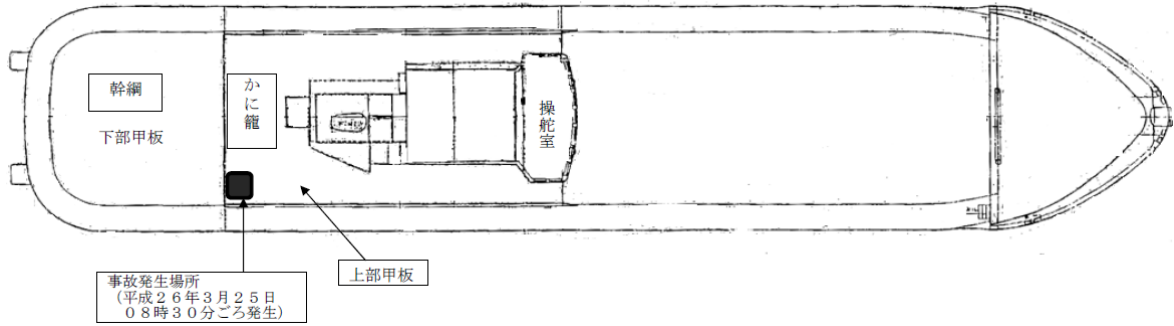


写真1 発生場所の状況

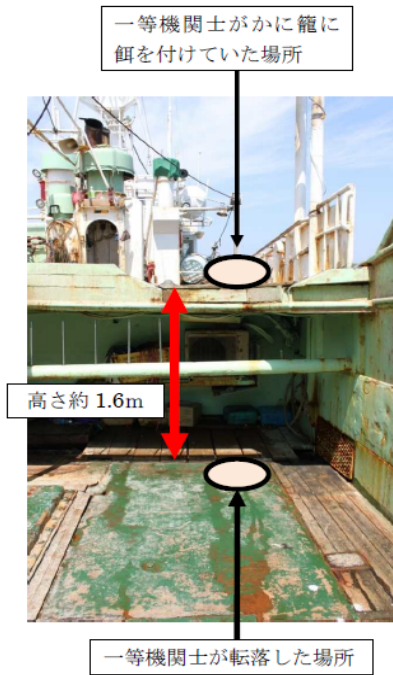


写真2 かに籠に足を入れた状況

